

三平事務所通信 2016.4.1



【コラム】『桜の季節に想うこと』

三平 和男

東京の桜も例年より早い開花宣言を迎え、桜の季節がやってきました。弊所からほど近い芝増上寺の境内に咲くソメイヨシノは、桜の名所としてお勧めのスポットです。大殿(本殿)、鐘楼堂、お茶室「貞恭庵」などの歴史的建物と一体として咲き誇る桜は何とも味わい深いものがあります。毎年3月下旬から4月中旬まで楽しませてくれますので、お近くにお寄りの際は是非訪れて頂き、天空に広がる桜を愛で、安らぎのひと時を過ごすのはいかがでしょうか。

春を感じる風物詩としては、桜とともに卒業式・入学式があります。自分の娘たちの卒業式・入学式に出席して違和感を覚えるのは、卒業式で涙を見せる子はほとんどいないということです。ひたすらハンカチで目を押さえているのは親ばかりで、式の数日前から「みっともないから泣くな来ないで」と言われているのは、わが家だけではないようです。

入学式においても自分の時代の時の学生と違い、多くの子供の表情に浮かれた様子はあまりなく、子供たちの頭の中はすでに3年後、4年後のことを冷静に考え、先を見据えた準備をしている感じが感じとれます。具体的には、大学受験に向けての準備、資格取得に向けての準備、TOEIC・TOEFLのスコアアップ対策といったことがあります。

このように現代の高校・大学生の状況、意識の変化は、現代社会における雇用・社会保障制度の課題がいかに深刻であり、そのことが若者たちに将来への不安を生じさせている事なのではないかと考えさせられます。若者たちは言わば自己防衛本能から様々な準備をして将来に備えようとしています。

そのような準備にはすべてお金のかかることです。大学生は自分なりに考え、アルバイトをする子も少なくないでしょう。アルバイトを通じて働くとはどのようなことか、お金を稼ぐということの大変さを感じることは意味のあることです。しかしそれによって本格的に社会の一員となる自覚が芽生える、働く上でのルールが身につく、コミュニケーション能力の向上に役立つなど、学生時のアルバイトの経験や体験に対して過度な期待は本人も親も持つべきではありません。むしろ法的な知識の欠如、若さゆえの未熟な言動などからトラブルにつながることもあります。

入学後の4月から7月は、大学に入学して初めてアルバイトを経験する学生の労務トラブルが特に多い時期です。アルバイトであるにもかかわらず学業よりアルバイト中心の生活になってしまっただけでは、本末転倒と言わざるを得ません。

また、不適正な労働環境でのアルバイトの経過は、企業に対する不信感にもつながりかねません。将来の貴重な人財が無用なトラブルに巻き込まれることなく、学業との両立はもとより安心してアルバイトができる雇用環境が整備されている職場は、すべての働く人にとっても働きやすい職場であるといえるのではないのでしょうか。

《標準報酬月額及び累計標準賞与額の上限の変更》

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が平成27年5月29日に公布されたことにより、平成28年4月から健康保険及び船員保険の標準報酬月額の上限及び累計標準賞与額の上限が変更になります。

改定前			改定後		
月額等級	標準報酬月額	報酬月額	月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第47級	1,210,000円	1,175,000円以上	第47級	1,210,000円	1,175,000円以上 1,235,000円未満
			第48級	1,270,000円	1,235,000円以上 1,295,000円未満
			第49級	1,330,000円	1,295,000円以上 1,355,000円未満
			第50級	1,390,000円	1,355,000円以上

これに伴う事業主からの届出は不要となっていますが、特例として一定の月額変更(随時改定)に該当する場合については、月額変更の対応を行うことができるという通達が発出されました。対象となる被保険者は、平成28年3月の標準報酬月額が121万円、115万円で一定の要件に該当する人になります。

あわせて標準賞与額の上限額が引き上げられます。

改正前:540万円

改正後:573万円

【傷病手当金・出産手当金の計算方法の変更】

平成28年4月より傷病手当金・出産手当金の計算方法が変更になります。変更後は支給開始される前1年間の給与を基に計算された金額で支給されます。

協会けんぽより変更点をまとめたリーフレットが公開されていますので、ご参照ください。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/Files/honbu/g3/cat310/280201seidokaisei.pdf>

【平成28年度 雇用保険料率・労災保険料率について】

雇用保険法等の一部を改正する法律案」が平成28年3月29日に国会で成立しました。平成28年3月31日の労働政策審議会雇用保険部会における審議を経て、平成28年度の雇用保険料率が正式に決定しました。

平成28年度の雇用保険料率は、平成27年度の料率を引き下げ、一般の事業で1.1%、農林水産・清酒製造の事業で1.3%、建設の事業で1.4%となり、平成28年4月1日から適用されます。

社会保険労務士法人 三平事務所
東京都港区西新橋1-19-3 第2双葉ビル5F
TEL:03-3504-0071/FAX:03-3504-0072

☆人事・労務相談、業務委託のご依頼等、お気軽にご相談ください。